

五城目小学校新校舎の建設や  
高規格救急車の更新などに  
58億9,716万円

令和元年度各会計決算が、町議会9月定例会で認定されました。今月号では、その概要についてお知らせします。

一般会計の実質収支額は  
2億7,554万円

令和元年度一般会計では、歳入額が61億7,695万円、歳出額が58億9,716万円、翌年度へ繰り越すべき財源425万円を差し引いた実質収支額は2億7,554万円の黒字となりました。

財政の健全化を示す指標の実質公債費比率は10・1割、将来負担比率は70・4割で、それぞれ基準とされている25・0割、350・0割を下回っており、当町の財政は「健全」と判断されています。

地方交付税や補助金などの  
依存財源は78・9割

皆さんから納めていただいた町民税や固定資産税などの自主

財源は、8億6,767万円で歳入の14・0割です。また、地方交付税や補助金などの依存財源は、48億7,101万円で、歳入の78・9割を占めています。

五城目小新校舎の建設に  
6億8,743万円

予算の主な使いみちについては、五城目小学校新校舎の建設に6億8,743万円、配備から15年が経過していた町消防本部の高規格救急車1台の更新に3,564万円、社会資本総合整備計画に基づいた関連事業として、町道雀館幹線や町道小学校通線の整備に5,278万円、もりやまこども園大川分園の耐震補強工事補助に925万円など、経常経費の削減に努めながら各種事業を実施しました。

各特別会計は  
黒字決算

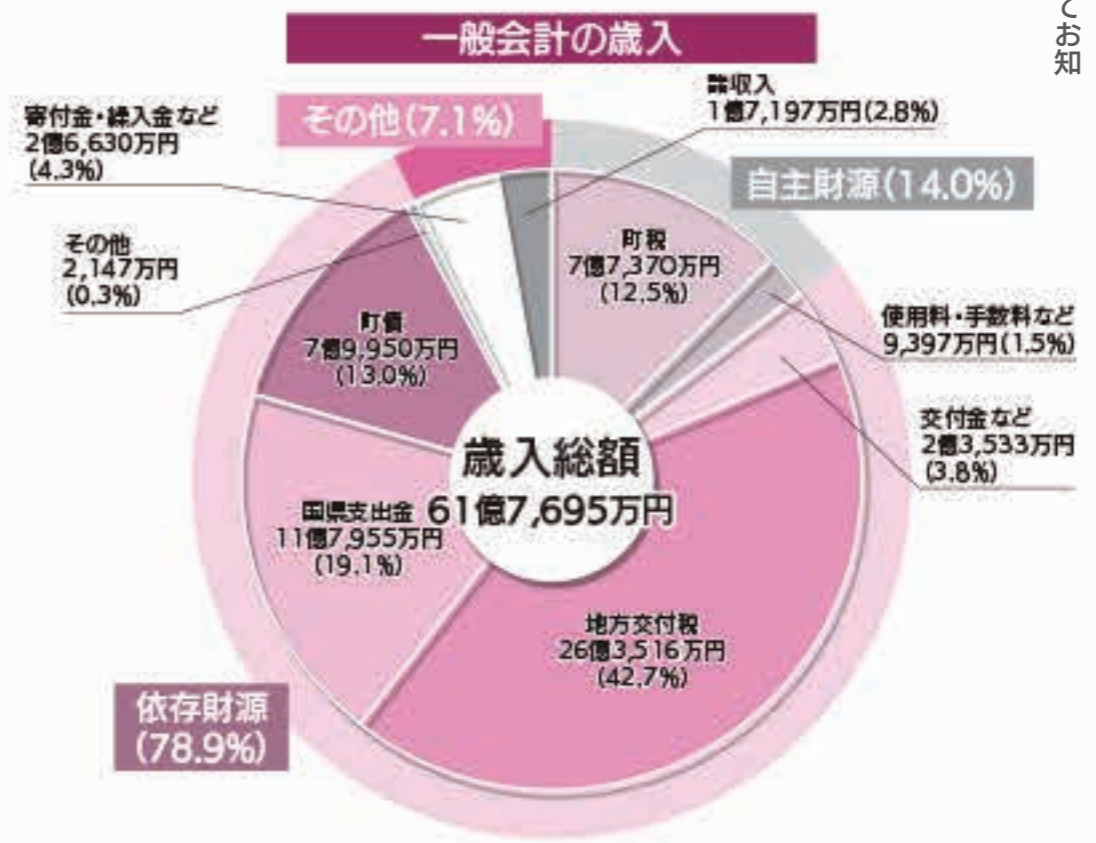
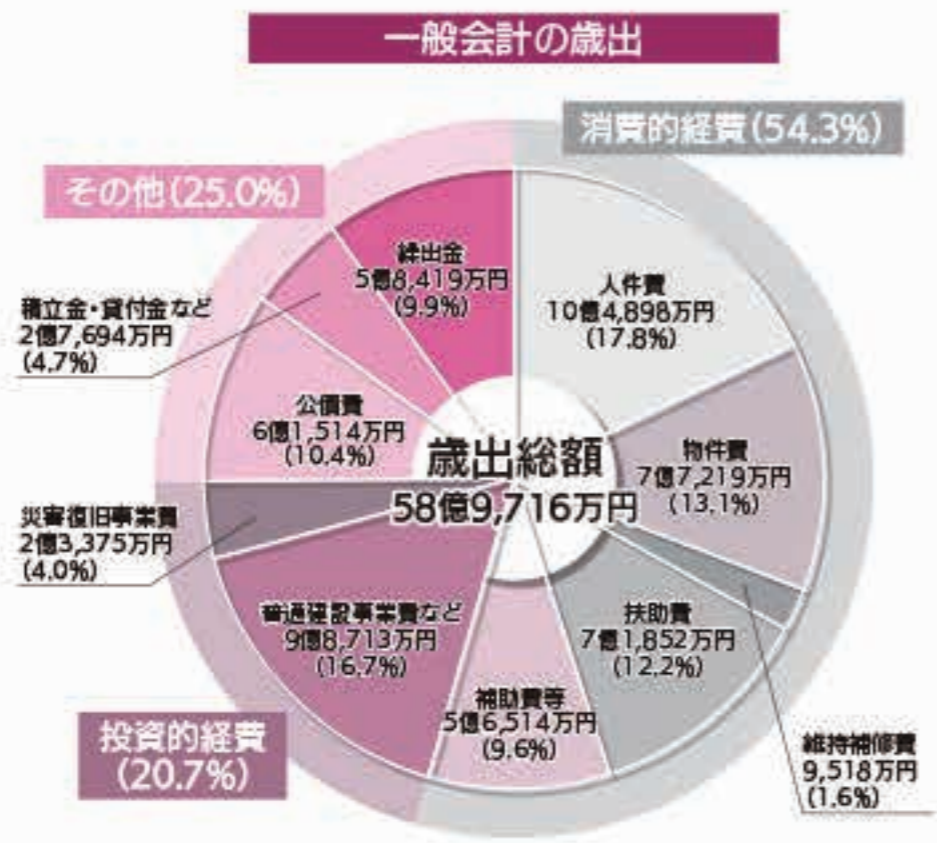
このほか、6つの特別会計も黒字決算となりました。また、水道事業会計は、192万円の純損失となりましたが、その要因は簡易水道統合に伴う減価償却と企業償還金の費用増加が影響したもので、令和3年をめどに解消される予定です。



令和元年8月に五城目小新校舎の工事に着手し、今月末の完成を目指して事業を進めています。



高規格救急車新車両は、令和元年10月から運用を開始しています。



| 特別会計決算     |            |            |
|------------|------------|------------|
| 会計         | 歳入         | 歳出         |
| 国民健康保険     | 11億9,390万円 | 11億8,533万円 |
| 後期高齢者医療    | 1億2,516万円  | 1億2,501万円  |
| 介護保険       |            |            |
| 保険事業勘定     | 19億8,694万円 | 19億3,812万円 |
| 介護サービス事業勘定 | 336万円      | 336万円      |
| 障害認定事業     | 350万円      | 258万円      |
| 下水道事業      | 3億6,645万円  | 3億6,031万円  |
| 水道事業会計     |            |            |
| 区分         | 歳入         | 歳出         |
| 収益的収支      | 2億3,028万円  | 2億3,028万円  |
| 資本的収支      | 2,616万円    | 1億2,003万円  |

| 健全化判断比率  | 決算比率  | 早期健全化基準 |
|----------|-------|---------|
| 実質赤字比率   | —     | 15.00%  |
| 連結実質赤字比率 | —     | 20.00%  |
| 実質公債費比率  | 10.1% | 25.0%   |
| 将来負担比率   | 70.4% | 350.0%  |

●実質赤字比率 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。  
●連結実質赤字比率 全会計を対象とした実質赤字（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率。  
●実質公債費比率 歳入に対する負債返済の割合。  
●将来負担比率 一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模の何倍あるか表すもの。 ※実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字額が生じていないため「—」（該当なし）の表示をしています。

**用語の解説**

- 町税 町民の皆さんから納めていただく税金や法人町民税など。
- 使用料・手数料など 公共施設の使用料、住民票などの交付手数料。
- 交付金など 地方消費税交付金、地方譲与税など。
- 地方交付税 国の所得税、法人税、酒税などを一定割合で町の財政需要に応じて一定の基準に基づく、国からの交付金。
- 国県支出金 事業を行うための国・県からの補助金。
- 町債 事業を行うための借入金。
- 寄付金 町民などから受ける金銭による寄付。
- 繰入金 特別会計などから一般会計へ繰り入れた資金。
- 諸収入 預金利子や町が融資した貸付金の返済金など。
- 人件費 町職員給与、町議会議員・各種委員報酬など。
- 物件費 人件費、扶助費、維持補修などを除く、消費的経費の総称。賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料など。
- 維持補修費 町が管理する公共施設等の維持に必要な経費。
- 扶助費 法令に基づき被扶助者に支出される経費、児童手当、医療扶助など。
- 補助費等 各種団体に対する助成金など。
- 普通建設事業費など 道路の整備、公共施設などの建設に要した経費。
- 公債費 事業を行うために借り入れたお金の償還金及び利子。
- 積立金 各種基金への積み立て。
- 貸付金 町民の福祉増進や産業振興を図るため、町が直接あるいは間接的に現金の貸し付けを行うための経費。
- 繰出金 一般会計と特別会計または特別会計相互において支出される費用。